

# 議会運営委員会次第

日 時 令和7年12月17日（水）

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

## 1 開会

## 2 議題

### （1）令和7年第4回定例会の運営について

ア 決議の取り下げについて

イ 議事日程について

ウ 陳情の採決方法について

エ 意見書等の取り扱いについて

オ 議員派遣について

カ 本日の本会議開会前の日程について

### （2）陳情の取り扱いについて

### （3）今後のタブレット端末の活用について

### （4）所管事務調査（行政視察）について

### （5）その他

ア 令和8年第1回定例会の会期日程について

イ その他

## 3 閉会

## 令和 7 年流山市議会第 4 回定例会日程表（第 6 号）

令和 7 年 1 2 月 1 7 日

午 後 1 時 開 議

- 第 1 議案第 8 0 号 令和 7 年度流山市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 8 1 号 流山市国際交流基金条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 議案第 8 2 号 流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 議案第 8 3 号 流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任  
期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 議案第 8 4 号 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 5 号 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条  
例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 6 号 記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定につい  
て
- 議案第 8 7 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の  
数の減少、同組合の共同処理する事務の一部廃止及び  
千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約  
の制定に関する協議について
- 議案第 8 8 号 財産の取得について（中野久木散策の森用地）
- 議案第 8 9 号 令和 7 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 0 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
めの法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条  
例の制定について
- 議案第 9 1 号 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 2 号 流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す  
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

- 議案第93号 流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 指定管理者の指定について（流山市流山福祉会館）
- 議案第95号 指定管理者の指定について（流山市西深井福祉会館、流山市南福祉会館、流山市名都借福祉会館及び流山市平和台福祉会館）
- 議案第96号 指定管理者の指定について（流山市東深井福祉会館）
- 議案第97号 指定管理者の指定について（流山市赤城福祉会館）
- 議案第98号 指定管理者の指定について（流山市下花輪福祉会館）
- 議案第99号 指定管理者の指定について（流山市地域福祉センター）
- 議案第100号 指定管理者の指定について（流山市心身障害者福祉作業所さつき園）
- 議案第101号 指定管理者の指定について（流山市おおたかの森児童センター）
- 議案第102号 指定管理者の指定について（おおぐろの森小学校区学童クラブ）
- 議案第103号 指定管理者の指定について（流山市生涯学習センター）
- 議案第104号 指定管理者の指定について（流山市コミュニティプラザ、江戸川河川敷緑地野球場、流山市民プール、北部市民プール、流山市北部柔道場、流山市南部柔道場、流山市流山スポーツフィールド及び流山市東部スポーツフィールド）
- 議案第105号 指定管理者の指定について（一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明）
- 議案第106号 令和7年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第107号 令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第108号 令和7年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第109号 市道路線の認定について
- 議案第110号 市道路線の廃止について
- 陳情第25号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書

- 陳情第26号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第27号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの白紙撤回を求める意見書の国への提出を求める陳情書
- 陳情第28号 生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決に基づき、全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の国への提出を求める陳情書
- 陳情第29号 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情書  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

第2 陳情第24号の継続審査の許可について  
（質疑・討論・採決）

- 第3 発議第23号 ガザ地区における人道危機を一刻も早く回避する最大限の取組を行うことを求める決議について
- 発議第24号 重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書について
- 発議第25号 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書について
- 発議第26号 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書について
- 発議第27号 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書について
- 発議第28号 障害者福祉の充実を求める意見書について  
（議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決）

第4 議員派遣の件

第5 所管事務の継続調査について

令和7年流山市議会第4回定例会

委員会審査報告書  
及び継続審査の申し出書

流 山 市 議 会

令和7年12月11日

流山市議会議長 石原 修治 様

総務委員長 渡辺 仁二

## 総務委員会審査報告書

令和7年流山市議会第4回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第80号	令和7年度流山市一般会計補正予算 (第4号)	可 決	全会一致
議案第81号	流山市国際交流基金条例の一部を改正 する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第82号	流山市部設置条例の一部を改正する条 例の制定について	可 決	全会一致
議案第83号	流山市職員の給与に関する条例及び流 山市一般職の任期付職員の採用及び給 与の特例に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	可 決	全会一致
議案第84号	流山市特別職の職員の給与及び旅費に 関する条例の一部を改正する条例の制 定について	可 決	4 対 2
議案第85号	流山市議会議員の議員報酬及び費用弁 償等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	可 決	4 対 2
議案第86号	記号式投票に関する条例を廃止する条 例の制定について	可 決	全会一致
議案第87号	千葉県市町村総合事務組合を組織する 地方公共団体の数の減少、同組合の共 同処理する事務の一部廃止及び千葉県 市町村総合事務組合規約の一部を改正 する規約の制定に関する協議について	可 決	全会一致

議案第88号	財産の取得について（中野久木散策の森用地）	可 決	全会一致
陳情第29号	職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情書	不採択	0対6

令和7年12月8日

流山市議会議長 石原 修治 様

教育福祉委員長 海老原 功一

## 教育福祉委員会審査報告書

令和7年流山市議会第4回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第89号	令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）	可 決	全会一致
議案第90号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第91号	流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	可 決	5 対 1
議案第92号	流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	5 対 1
議案第93号	流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	5 対 1
議案第94号	指定管理者の指定について（流山市流山福祉会館）	可 決	全会一致
議案第95号	指定管理者の指定について（流山市西深井福祉会館、流山市南福祉会館、流山市名都借福祉会館及び流山市平和台福祉会館）	可 決	全会一致
議案第96号	指定管理者の指定について（流山市東深井福祉会館）	可 決	全会一致

議案第97号	指定管理者の指定について(流山市赤城福祉会館)	可	決	5	対	1	
議案第98号	指定管理者の指定について(流山市下花輪福祉会館)	可	決	全会一致			
議案第99号	指定管理者の指定について(流山市地域福祉センター)	可	決	全会一致			
議案第100号	指定管理者の指定について(流山市心身障害者福祉作業所さつき園)	可	決	全会一致			
議案第101号	指定管理者の指定について(流山市おおたかの森児童センター)	可	決	5	対	1	
議案第102号	指定管理者の指定について(おおぐろの森小学校区学童クラブ)	可	決	5	対	1	
議案第103号	指定管理者の指定について(流山市生涯学習センター)	可	決	5	対	1	
議案第104号	指定管理者の指定について(流山市コミュニティプラザ、江戸川河川敷緑地野球場、流山市民プール、北部市民プール、流山市北部柔道場、流山市南部柔道場、流山市流山スポーツフィールド及び流山市東部スポーツフィールド)	可	決	5	対	1	
議案第105号	指定管理者の指定について(一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明)	可	決	5	対	1	
陳情第25号	保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書	不	採	択	3	対	4
陳情第26号	保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書	不	採	択	2	対	4
陳情第28号	生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決に基づき、全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の国への提出を求める陳情書	不	採	択	1	対	5

令和7年12月8日

流山市議会議長 石原 修治 様

教育福祉委員長 海老原 功一

閉会中の継続審査について（申し出）

令和7年流山市議会第4回定例会において、本委員会に付託された下記の事件を審査したところ、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

## 記

### 1 事件

- (1) 陳情第24号 「多子世帯の保育料負担軽減」を求める陳情書  
理 由 本件について、さらに研究・検討を要するため、閉会中の継続審査とする。

令和7年12月9日

流山市議会議長 石原 修治 様

市民経済委員長 おだぎり たかし

## 市民経済委員会審査報告書

令和7年流山市議会第4回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第106号	令和7年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可 決	全会一致
議案第107号	令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可 決	全会一致
陳情第27号	高額療養費制度の負担上限額引き上げの白紙撤回を求める意見書の国への提出を求める陳情書	不採択	1 対 5

令和7年12月10日

流山市議会議長 石原 修治 様

都市建設委員長 西尾 段

## 都市建設委員会審査報告書

令和7年流山市議会第4回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第108号	令和7年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）	可 決	全会一致
議案第109号	市道路線の認定について	可 決	全会一致
議案第110号	市道路線の廃止について	可 決	全会一致

令和7年流山市議会第4回定例会

委員長報告書

## 総務委員会委員長報告書

令和7年12月17日

総務委員会に付託されました議案9件、陳情1件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第29号「職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情書」について報告します。

本件は、行政と職員団体の間で、チェックオフ（組合費の給与天引き）に関する明確な合意文書が締結されているか及び組合員一人ひとりが署名した「チェックオフ同意書」を行政が保管しているかを確認すること並びに地方公務員法第36条の趣旨に基づき、庁舎・設備・資金を政治活動に利用しないよう、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を、職員研修や通知等を通じて明確に周知徹底することを求めるものです。

初めに、当局より、

チェックオフは、市が、職員団体の組合員である職員の給与から組合費を天引きし、職員団体に納付する制度で、給与の支払い原則の一つに全額払いの原則があるため、民間では、労働基準法第24条第1項により、労使の協定がある場合にのみ認められている一方、地方公務員は労働基準法第24条第1項が適用除外とされ、代わりに地方公務員法第25条第2項において、法律又は条例で認めた場合に限り控除できます。市では、流山市職員の給与に関する条例第7条の2第4号に「職員団体として登録を受けた団体の組合費」を定め、組合費の控除を行っております。

次に、行政と職員団体の間でのチェックオフに関する明確な合意文書の締結の有無に関しては、市では流山市職員組合と「市職員の組合費の給与天引きに関する協定書」を交わしております。

次に、組合員一人ひとりが署名した「チェックオフ同意書」の有無に関しては、市では組合員から「チェックオフ同意書」を得ておりませんが、職員組合との協定に基づき、毎月、給与支払いの際に職員組合から加入者、脱退者の報告を受けて、給与天引きの開始と停止を行っており、職員本人の同意については、当該組合で得ているものと考えております。

最後に、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を職員研修や通知等により周知徹底することについて、市では、主に新規採用職員を対

象とした初級研修の中で地方公務員法を取り上げており、同法第36条に規定される政治的行為の制限について説明するほか、国政及び地方選挙の際に、庁内通知において「選挙における服務規律の確保について」発信し、政治的行為の制限について周知を行っております。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

#### 1 不採択の立場で討論する。

陳情の趣旨には、妥当と思われる内容が部分的に含まれているが、流山市においてはチェックオフを行うために必要な条例が制定され、組合と当局の間の合意文書が交わされているなど、すでにクリアされている。

また、陳情項目には、「庁舎内において特定政党（議員・候補者を含む）への支援や政治活動への呼びかけを行わない旨を明確に約束」など、チェックオフを可能にする要件とは別の、言わずもがなのことが含まれている。

さらに、当局が組合員一人ひとりの同意書までも要求し保管することは、個人情報への過剰な提出要求と収集にあたる可能性があり、陳情項目としては不適切である。

そして、組合への加入・不加入や活動参加・不参加が、不利益取扱いなく保証されるべきなのは当然のことだが、そのためのルールや運営の保証は、組合組織と職員・組合員の間における話し合いや努力の中で行われるもので、行政が関与すべきことではない。行政が関与することがかえって行政による組合活動への干渉となってしまう、疑義が生じる。

#### 2 不採択の立場で討論する。

執行部の説明で陳情項目の3点の内容はクリアしていることが確認できた。

そもそも日本国憲法は、第21条で「結社の自由」を保障したうえで、更に第28条で「団結権」を保障している。「団結権」とは、公務員であっても擁護され、市当局は積極的に保障することが求められる。

また、団結権保障のために市民から強い疑念や不信感が持たれない範囲で、一定の便宜供与は当然であり、逆に、誰であろうとも団結権を侵害するのは不当行為として禁じられると考える。「二元代表制」のもと議会も、職員の待遇の問題について当事者性をもっており、団結権を尊重し、侵すべからずの立場に立たなければならないと考える。

がありました。

採決の結果、0対6をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第80号「令和7年度流山市一般会計補正予算（第4号）」について報告します。

本案は、歳出では、保育施設への運営費や障害福祉サービス等の給付費、人事院勧告等に基づく人件費などを追加し、歳入では、財源調整のため財政調整積立基金繰入金や保育施設への運営費と障害福祉サービス等の給付費に係る国県支出金を追加するなど所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ33億7,111万4千円を増額し、補正後の予算総額を901億6,013万4千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

ふるさと納税制度の問題、旧割烹新川屋の問題等など、私がこれまで指摘し、また他の委員からも厳しい意見が出された点における疑義は強くある。また職員の報酬についても、特別職の一時金手当の引き上げなども予定されており、強い疑義を持っている。しかしながら、保育園等運営費委託事業、障害者自立支援給付事業、障害児通所支援事業、生活保護法等に基づく扶助事業、人事院及び千葉県人事委員会勧告を受けた一般職の給与・諸手当の引き上げなど、欠かせない予算が計上されている。

2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

年度末に向けての各施策のやりくり調整、また、物価高騰に対応するための財政負担が増えている補正予算になっている。その中で、難聴高齢者補聴器購入助成金の追加、予防接種事業への带状疱疹予防接種の追加にみられるように、更なる施策が拡充されている。補聴器購入助成の収入制限をなくし助成金を上乘せすること、また、带状疱疹予防接種の50歳以上の市独自の助成制度を創設することを要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号「流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、流山市こども計画に基づき、全てのこどもたちが希望に満ちた未来を描けるよう、健やかな成長を支えるとともに、こどもたちのための施策をより一層推進していく組織として、子ども家庭部をこども未来部に変更し、並びにこども家庭センターの設置に伴い、健康福祉部及びこども未来部の分掌する事務を整理するものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

流山市の「子ども家庭部」を「こども未来部」とすることには、こどもは家庭が、そして母親が育てるものとする保守的な政策思想の介入から脱却する一歩として支持できる。また、流山市はこどもを中心に置いたこども施策やこども事業を重視するという、今日強く求められている姿勢を取るのだという明快なメッセージともなる。

2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

提案理由に「全てのこどもたちが希望に満ちた未来を描けるよう、健やかな成長を支えるとともに、こどもたちのための施策をより一層推進していく組織」とある一方、関係部署の一体感と共通認識を深めるためには一体的な職場環境が不可欠だが、庁舎スペース上の課題から令和8年度からは無理とのこと。官民のスペースを活かし、部の名前変更に入れた業務が遂行され、市民にとっても、職員にとっても福祉の増進に期する職場環境整備を追及し、実現することを要望する。

今、こどもを取り巻く環境は、15歳から19歳の自殺率の増加、不登校の急増、深刻ないじめ、児童虐待の大幅な増加など、こどもたちにとってとても生きづらい状況になっている。だからこそ組織改編やこども家庭センターの設置に安住することなく、特に立場の弱い社会福祉法人やNPO法人が運営に参画する機関に従事している職員も含め、やりがいと業務の重要性に応じた社会的処遇が確保され、希望を持って継続的な業務にあたれるように目配り気配り心配りをお願いしたい。

3 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

今回の名称変更及び事務分掌の整理は、こども基本法の理念を踏まえ、こども・若者施策をより前進させるための方向性を明確に示すものであり、こども家庭センターの設置も含め、総合的な支援体制の構築に向けた取組として高く評価する。

一方で、関連部門が離れた拠点に分散している現状は、連携のスピードやワンストップ支援の観点から課題であることを指摘した上で、こども施策を市として一層推進するために必要であると判断する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第81号「流山市国際交流基金条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、市民の国際理解を深めるための事業の内容を明確にするとともに

に、基金を財源として充てる事業に市民の平和意識の醸成を図るための事業を追加するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号「流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第84号「流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第85号「流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の以上3件は関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第83号は、一般職の職員に係る給料表、期末手当及び勤勉手当の支給月数並びに地域手当の支給割合を改定するほか、自転車等を使用して通勤する職員に支給する通勤手当について、使用距離の区分及び額を改めるもので、議案第84号は、常勤の特別職の期末手当の支給月数を改定するもので、議案第85号は、流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するものです。

審査の過程における討論として、

1 議案第83号に賛成、議案第84号及び議案第85号に反対の立場で討論する。

議案第83号について、一般職公務員の給与は、明確に生活給としての性格を持っており、これが人事院及び千葉県人事委員会勧告に準拠して引き上げられることは当然だと考える。人事院勧告などに準拠させられるべき給与の範囲は、当局の見解とは異なって、本給の俸給表・初任給・期末手当・勤勉手当・その他の諸手当も含む。人事院勧告などは、従業員50人以上の企業から抽出した給与水準であり、民間の労働者全体の状況を完全に正確に捉えたものとは言えないが、そうだとした場合も一般職公務員の給与が準拠させられるべき水準として妥当である。

議案第84号について、市長や副市長などの特別職の給与は、一般職と同じようには人事院勧告に準拠させられるべきものではない。政府のこれまでの見解は、特別職の給与は「生活給ではなく、政治責任の重さ・職務の範囲」を基準に決定するというもので、これは昭和30年代以降、自治省が市区町村に対して繰り返し示してきた原則である。論点としては、特別職には労働時間の概念がない、民間給与との比較は適切ではない、特別職は議員などの場合は兼業禁止もない、従って「生活給を補填するための

勧告制度」は当てはまらないというものである。

そもそも、特別職の給与が生活給でないという理屈は、一般的に高額だと言える特別職の給与を、世間の評価に対抗して擁護するためのものであった。高額な給与を生活給から説明するには無理があったために、「政治責任の重さ・職務の範囲」を主張してきたわけである。したがって、特別職の給与や手当の引き上げを、いまさら人事院勧告準拠で説明するわけにはいかなくなっている。

実際、特別職の給与は、近年の物価高騰などの影響を考慮したとしても、一般職のように生活面に大きな影響を及ぼしているとは言えず、特別職の給与や期末手当の引き上げの根拠は明確ではない。また特別職報酬の増額は、当局が政策優先順位をどう考えているかのシグナル効果を考えれば、子育て施策・介護や医療や福祉の拡充などと比較した上での正当性が問われる。

議案第85号について、流山市の議員報酬は近隣の人口規模の大きい自治体と比べれば高額とは言えない。兼職を持つ者以外は特にそう言える。社会保険料の支払いも自営業者と同じく全額自分で拠出、退職金があるわけでもない。成人前の子どもを持つ議員などの家計運営は容易ではないと言える。これらのことから、報酬引き上げは順当だとの考え方もあるが、議員報酬も旧自治省・現総務省の見解では「生計費」ではないとされていることから、人事院勧告準拠とはならない。報酬審議会や執行部と議会との議論の中で、人事院勧告準拠に拠らない理由からその必要が根拠づけられるべきと考える。その際の判断基準は、次のようなものが考えられる。

- ①職務の範囲及び責任の程度
- ②流山市の財政事情
- ③地域の政治的風土及び住民意識
- ④物価の水準や地域の民間労働者の賃金水準など
- ⑤福祉など他の施策とのバランス

2 議案第83号に賛成、議案第84号及び議案第85号に反対の立場で討論する。

議案第83号については、30年も給料が上がらない、世界でも異常な国となっている背景には、民間に比べ公務員の給料が高いと攻撃し、かつ非正規雇用を恒常的な業務にまで拡大し、公務員も民間も低賃金化したからである。国民全体で給与アップを図る仕組みや社会的流れを本格的に促すためにも、官も民も底上げを図ることは待ったなしである。

一方、議案第84号、議案第85号については、あくまでも市長をはじめとする特別職は法的な拘束力はない通知のみであるし、議員についてはその通知すらないため、職員の給与等の改正に沿って引き上げていく条例

改正は必要ないと考える。今政治をつかさどる者の大事なことは、厳しい市民生活を最優先にするべきで、法的拘束力のない手当改正は厳に慎み、税金の使い方として優先順位が高いほうへ切り替えるべきだと考える。

がありました。

採決の結果、議案第83号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものとし、議案第84号、及び議案第85号の以上2件は、いずれも4対2をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号「千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」について報告します。

本案は、令和8年3月31日をもって三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議をするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第88号「財産の取得について（中野久木散策の森用地）」について報告します。

本案は、中野久木散策の森の用地を購入するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第86号「記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について」について報告します。

本案は、流山市長選挙における投票について、記号を記載する方法から候補者の氏名を自書する方法に改めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

## 教育福祉委員会委員長報告書

令和7年12月17日

教育福祉委員会に付託されました案件は議案17件、陳情4件であります。そのうち陳情第24号「多子世帯の保育料負担軽減」を求める陳情書については、継続審査の申し出をしておりますので、それ以外の議案17件、陳情3件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第25号「保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める旨の意見書の国への提出を求めるものです。

初めに、当局より、

令和7年7月時点の本市の保育士配置状況は、小規模保育事業所を除く私立78施設では、3歳児については100%、4・5歳児については97.4%が引き上げ基準を満たしており、市内保育施設ではほぼ対応できているものと考えています。本年度から始まった1歳児の配置改善については、小規模保育事業所を含む私立98園のうち55.1%、54施設が引き上げ基準を満たしており、初年度としては比較的対応されているものと考えています。全年齢における更なる配置基準の改善については、令和4年度の陳情と同様の見解となりますが、配置基準を引き上げた場合は、保育の質の向上には寄与しますが、保育士数が変わらなければ1施設が受け入れられる児童数が減少し、また、児童の受入れ数を変えなければ、引き上げられる配置基準を満たすために保育士確保の課題が発生します。配置基準の引き上げの際には、保育士確保や処遇改善、入所定員の確保などに対する支援も合わせた総合的な改善が必要であるとと考えています。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

経過措置の撤廃については、流山市では、配置基準の引き上げに努力されており、3歳児から5歳児はほぼ配置基準の引き上げができてい

が、他市他県で経過措置がないと保育士が足りない場合、預かれないお子さんが出てしまい混乱を招いてしまう。加算要件をなくすことについては、保育士の勤続年数が平均10年以上の条件がなくなり、経験の少ない保育士だけとなってしまう場合が出てきてしまう。

## 2 不採択の立場で討論する。

本陳情の趣旨である「保育の質の向上」については、極めて重要な視点であり、その必要性について深く理解している。国が今回、配置基準の改善に向けた方向性を示したことは、こどもたちの育ちを支えるうえで大きな一歩であり、将来的に目指すべき姿であると認識している。しかし、国は人材確保や施設整備、財源の見通しを踏まえ、一定の経過措置期間を設けているのは、自治体が無理なく基準に対応できるよう、十分な準備を進めるためである。

一方、本市は人口増が著しく、保育需要が非常に高い状況にある中で国の予定よりも早く配置基準を引き上げれば、必要な保育士数がさらに増え、確保できない場合には定員縮小や待機児童の発生につながる可能性がある。

保育の質を高めたいという思いは理解するが、量の確保が損なわれ結果として保育を受けられないこどもが増える状況を招くことは、本市の子育て支援にとって本末転倒である。また、現場の保育士の確保や財政的裏付けなど、国全体で制度を整える段階にある中で、前倒しを求めることが、実現可能性の観点からも適切であるとは言えない。

まずは国の経過措置期間を活かしつつ、人材確保や環境整備、現場への支援を着実に進めることが、本市のこどもと保護者のために最も合理的な対応であると考えている。

## 3 採択の立場で討論する。

保育士・保護者の運動が実り、2024年度から保育士1人が担当するこどもの人数の基準が4歳児・5歳児は30人から25人、3歳児は20人から15人に改善されたが、保育士からは「人手が足りず、子どもに我慢を強いて、満足できる保育ができず辞めていく保育士がいる」という声や「業務も忙しく、休憩も取れず、余裕がなく疲弊している」という声があがっており、政治の取り組みの遅れにより、現場の実態は深刻さが続いているにもかかわらず、政府はこども未来戦略で「当分の間は従前の基準により、運営することも妨げない」として、期限の定め

がない経過措置を続けている。

死亡などの重大事故が2015年から2022年の間だけでも、全国で約4.8倍増大しており、配置基準の改善を先送りしていいわけがなく、「当分の間」というのは本当に短い期間でなければならない。国に対して、この意見書の提出を望むことは至極当然のことである。

がありました。

採決の結果、3対4をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第26号「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める旨の意見書の国への提出を求めるものです。

初めに、当局より、

今年3月のこども家庭庁「子ども・子育て支援等分科会」の資料では、「他の経営主体とのイコルフットィング（競争条件の公平性）の観点から、平成18年に高齢者関係の施設・事業、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について公費助成が廃止されたが、保育所等については、他の経営主体の参入が大きく進んでいる状況になく、令和8年度までに改めて結論を得る。」とされており、基本的に、国・県により適切に判断するべきものと考えています。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

#### 1 不採択の立場で討論する。

保育現場の安定した人材確保が重要であることは理解するが、退職手当共済制度の公費助成については、現在、国において方向性が定まっていない状況にある中で、意見書を提出することは適切ではないと考える。

#### 2 不採択の立場で討論する。

社会福祉法人だけが国や県からの助成を受け3分の1の負担であり、株式会社は3分の3である。そして、社会福祉法人の高齢者施設に勤務した人、障害者施設に勤務した人の退職金の公費助成は、平成18年と平成28年に廃止をしている。国の2026年度までの結論を待ちたいと思う。

#### 3 不採択の立場で討論する。

国の方針として、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットィングの観点及びこども未来戦略に基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得ることとするの方針が示されており、この方針を尊重すべきと捉える。

4 採択の立場で討論する。

福祉・保育業界の賃金は、前年度比1万円強アップしたものの、いまだ全産業との賃金格差は8万円弱の開きがあり、格差は縮まるどころか拡大している。この問題は、福祉や保育業界が作り出した問題ではなく政治の責任であって、依然として人手不足が深刻な課題となっている。

この制度の公費助成が廃止されれば、退職金の基礎となる基本給が安いことに伴う退職金の低い水準を公費で底上げすることができず、早期離職や、福祉・保育業界は就職先の選択肢から外されるなど、人材確保がさらに困難になるのは明らかである。

また、保育の質が低下するとの懸念の声もあがっており、こども達一人ひとりの命と安全を守り、発達を保障するためにも公費助成は不可欠である。

がありました。

採決の結果、2対4をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第28号「生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決に基づき、全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書の国への提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決に基づき、全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める旨の意見書の国への提出を求めるものです。

初めに、当局より、

陳情項目1については、国は平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応について、本年11月18日に社会保障審議会生活保護基準部会の下に設置した「最高裁判決への対応に関する専門委員会」において報告書がとりまとめられるとともに、同日「最高裁判決への対応に関する国と地方の協議」を開催し、最高裁判決を踏まえた追加給付を行う場合の対応について意見交換を行ったところです。また、11月21日、国は「社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への

対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性」について公表を行い、追加給付等の方向性として、生活保護法第8条第2項の規定や第2条の規定による無差別平等原則を踏まえて、原告・原告以外を区別せず、消費実態に基づいた調整マイナス2.49%の水準で一律に実施する、原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一次的解決の要請を踏まえ、消費実態に基づいた調整を実施しない水準となるよう、予算措置により、保護費に代えて、これに相当する特別給付金を支給する、という案が示されました。今後、国は最終方針を取りまとめ、対象範囲、支給方法、遡及期間、必要手続などを明確化することから、本市としては、方針の通知があり次第、それに則り対応してまいります。

陳情項目2については、専門委員会の報告書の中で、生活保護と同様の給付を行っているような制度は同様な対応を取ることとしています。

陳情項目1と同様、今後、国の方針通知に則り、適切に対応してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

2025年6月27日、「いのちのとりで裁判」において最高裁判所は、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲を逸脱、濫用があり違法、として、保護基準の大幅引き下げを理由とする2013年から2015年にかけての保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡したにもかかわらず、厚生労働省は、引き下げ前にさかのぼって全利用者に対し、改めて2.49%を減額する基準の再改定を行う方針を決定した。

減額で生じる差額分を原告と原告以外の当時の利用者に給付し、原告に限って追加の「特別給付金」を支給するとしているが、結局、利用者がもらえるはずの保護費を使って支払うため、生活保護利用者の中に分断を持ち込むことにもつながり、国は、最高裁判決を軽視していると言わざるを得ない。生活保護の無差別平等原則を投げ捨て、利用者を区別した取り扱いをすることは、国の無反省さには怒りを覚える。

また、生活保護基準の引き下げは、就学援助などと連動しているほか、地方税の非課税基準、国民健康保険料・介護保険料の減免、一部負担金の減免、最低賃金、保育料など様々な社会保障制度に関係するため、利

用者だけでなく、国民・市民生活全体に影響を及ぼす。つまり、今回、十分な根拠を持たず、一方的な生活保護基準引き下げは、生活保護利用者以外にも、国民・市民全てが被害者であり、生活保護の事務を任せられ、市民の苦しい生活に胸を痛めてきた流山市職員も被害者である。国は、全ての当事者への全額補償をするべきである。

## 2 不採択の立場で討論する。

最高裁が生活保護基準引き下げの決定過程に問題があったと判断したことは、国の制度運用において重要な指摘であると認識している。しかし、本陳情で求めている「すべての生活保護利用者への謝罪」や「被害回復の措置」については、最高裁判決が直ちにそこまで求めているとは言えない。

国では専門委員会で対応方針の議論が続いている段階であり、現時点で意見書提出については、慎重であるべきと考える。

がありました。

採決の結果、1対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第93号「流山市学校給食共同調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、リニューアル工事を行っている江戸川台小学校及び東小学校では、調理場に必要とされる衛生管理体制に準拠した施設建設用地を学校敷地内に確保することが困難なことから、八木南小学校及び東小学校の給食を調理する八木南共同調理場と、おおぐろの森中学校及び江戸川台小学校の給食を調理するおおぐろの森調理場を加えるよう改正するものです。

審査の過程における討論として、

### 1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

本案は、給食調理場の感染予防など安心安全を高めるためHACCP基準の対応を進めようとするもので、質疑から江戸川台小学校や東小学校調理場で働く人は他校の調理場で働くこと、使わなくなった調理器具は他の学校からの要望を聞きながら利用を決定することを確認した。共同調理場から運ばれてきた給食を試食したが、温かくとても美味しかった。給食は、成長過程にいるこどもたちの何よりも楽しみであり、体を作る大切な栄養であることから、安心して安全な給食提供にこれからも努めること、共同調理場の給食提供に代わるときのスムーズな移行を要望

する。

## 2 反対の立場で討論する。

長い歴史を振り返ると、市民や行政、学校関係者の粘り強い運動で、流山市の学校給食は素晴らしい歴史を辿ってきた。やむを得ないとして、親子方式も導入してきたが、基本は自校直営方式で、こども達においしい給食を提供してきた歴史がある。それは、流山市の教育行政の素晴らしい点の一つだと評価してきた。

今回、老朽校舎のリニューアル工事と引き換えに、給食調理場廃止という結論に至ったというのは、今まで尽力されてきた市民、元PTA、学校関係者、教育委員会、議会の歴代の先輩方、歴代の市長、教育長が聞いたらどう思うか。おおぐろの森中学校の生徒数の増加によっては、江戸川台小学校の給食が作れなくなる可能性もあり、こども達が調理過程に接する機会が失われることは食育の観点からも大きな損失である。

本議案では、江戸川台小学校と東小学校の給食調理場を廃止することになっているが、昭和40年代、50年代に建てられた学校がまだまだ数多く残っており、そのほとんどの学校の給食調理場は廃止する方向で考えられている。今後、老朽校舎のリニューアル工事と給食調理場の廃止を一体で進めていく、ということが既定路線になりかねない。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第102号「指定管理者の指定について（おおぐろの森小学校区学童クラブ）」について報告します。

本案は、おおぐろの森小学校区学童クラブの指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

### 1 1点指摘し、反対の立場で討論する。

我が党は、指定管理者制度そのものに反対している。特に、株式会社の指定管理には反対である。こどもの命を預かる学童クラブは、市直営で運営すべきだと指摘する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第91号「流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」及び議案第92号「流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の以上2件は関連がありますことから、一括して審査しました。

一括審査した議案2件については、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等により各事業の基準府令が一部改正されたことから、議案第91号では3つ、議案第92号では1つの条例を改正するものです。

審査の過程における討論として、

1 両案に賛成の立場で討論する。

議案第91号では、本市は保育士配置基準の引き上げにも努力しているが、保育士確保に苦慮している。そこで「地域限定保育士」を条例に加えることは良いことだと認識している。質疑から保育士と地域限定保育士の働く上での違いはないとのことを確認し、そして乳幼児健康診査を保育所等の健康診断の代替とできることも何ら問題はない。

議案第92号では、質疑により地域限定保育士の追加や放課後児童支援員の資格の経過措置を当分の間とした理由が、児童の需要の人員体制を整えるための時間と確認できたため了承できる。

2 1点指摘し、両案に反対の立場で討論する。

地域限定保育士は、資格登録後3年間は勤務地が限定され、千葉県が実施とのことであり、本市の保育士不足の解消につながるかどうかは大いに疑問である。また、保育の最大の課題は人手不足と認識しているが、「養成学校に通う必要はない」「実技試験は免除する」といった資格取得のハードルを下げてまで保育士を確保するというやり方は、保育の質の低下につながるおそれがある。資格取得の緩和ではなく、保育士の処遇改善に力を注ぐべきだと指摘する。

がありました。

採決の結果、議案第91号及び議案第92号の以上2件は、いずれも5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第101号「指定管理者の指定について（流山市おおたか

の森児童センター)」について報告します。

本案は、流山市おおたかの森児童センターの指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

指定管理者が変わるが、これまでほとんど利用されていなかった調理活動室が利用されること、こどもが急増している地域であることから、地域みんなで育む子育てが実現できるよう、基本仕様にある「循環型支援を念頭に置いたソーシャルキャピタルの構築」にしっかり従事することを要望する。

2 1点指摘し、反対の立場で討論する。

我が党は、指定管理者制度そのものに反対している。特に、株式会社の指定管理には反対である。公共施設は直営で運営すべきだと指摘する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号「指定管理者の指定について（流山市赤城福祉会館）」について報告します。

本案は、新たに指定管理者制度を導入する流山市赤城福祉会館の指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、反対の立場で討論する。

我が党は、指定管理者制度そのものに反対している。特に、株式会社の指定管理には反対である。公共施設は直営で運営すべきだと指摘する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第94号「指定管理者の指定について（流山市流山福祉会館）」、議案第95号「指定管理者の指定について（流山市西深井福祉会館、流山市南福祉会館、流山市名都借福祉会館及び流山市平和台福祉会館）」及び議案第98号「指定管理者の指定について（流山市下花輪福祉会館）」の以上3件は関連がありますことから、一括して審査しました。

これらの議案は、議案第94号では流山市流山福祉会館、議案第95号では流山市西深井福祉会館、流山市南福祉会館、流山市名都借福祉会館及び流山市平和台福祉会館、議案第98号では流山市下花輪福祉会館それぞれの指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第94号、議案第95号及び議案第98号の以上3件は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第96号「指定管理者の指定について（流山市東深井福祉会館）」について報告します。

本案は、流山市東深井福祉会館の指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第100号「指定管理者の指定について（流山市心身障害者福祉作業所さつき園）」について報告します。

本案は、流山市心身障害者福祉作業所さつき園の指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に

ついて」について報告します。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正されることに伴い、引用条文の改正が必要な条例を整理するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第99号「指定管理者の指定について（流山市地域福祉センター）」について報告します。

本案は、流山市地域福祉センターの指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第89号「令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について報告します。

本案は、介護保険料賦課徴収事業の後納郵便料や保険給付費の介護サービスの利用件数が当初の見込みを上回ること、介護保険介護給付費準備基金の積立金の追加により増額するなど所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ4,895万1千円を追加し、154億9,661万3千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第103号「指定管理者の指定について（流山市生涯学習センター）」について報告します。

本案は、流山市生涯学習センターの指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

我が党は、株式会社の指定管理には一律で反対しているが、この指定

管理者については、東日本大震災の時に避難所を開設し被災者支援をしたり、好評な自主事業の取組をしたり、随時、様々な市の行事に深く関わるなど、献身的な取組を行っていることは評価する。

ただ、株式会社は市民の福祉の増進のためにある公共施設で得られた利益は、市民にではなく株主への配当に回るのが優先されると考える。

2 賛成の立場で討論する。

様々な団体が利用している流山市生涯学習センターであり、Wi-Fiの設置についてしっかりと対応することを要望する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第104号「指定管理者の指定について（流山市コミュニティプラザ、江戸川河川敷緑地野球場、流山市民プール、北部市民プール、流山市北部柔道場、流山市南部柔道場、流山市流山スポーツフィールド及び流山市東部スポーツフィールド）」について報告します。

本案は、流山市コミュニティプラザ、江戸川河川敷緑地野球場、流山市民プール、北部市民プール、流山市北部柔道場、流山市南部柔道場、流山市流山スポーツフィールド及び流山市東部スポーツフィールドの指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

8スポーツ施設を新しい指定管理者とするが、スポーツフィールドにおいては、草刈りやグラウンドの凹凸整備のなど整備に課題があったことから、改善のため担当課と指定管理者と一緒に定期点検を行い整備状況をチェックすることを要望する。

2 反対の立場で討論する。

我が党は、指定管理者制度そのものに反対している。特に、株式会社の指定管理は反対する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第105号「指定管理者の指定について（一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明）」について報告します。

本案は、一茶双樹記念館及び杜のアトリエ黎明の指定管理者の指定について、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

本件がプロポーザル方式で、事業者の提案内容を比較検討した上で選定が行われたことは、運営の質を高める観点から評価する。また、地域に根差した事業者による継続的な運営は、市民にとっても安心できる。

一方で、仕様書の変更がごく限定的であったこと、そして“面としての保存活用”という視点が十分に盛り込まれていなかったことは課題と考える。文化財保存活用地域計画が示すとおり、流山本町の文化財は単体ではなく、地域一体で活かすことで価値が生まれる。市内には流山本町に係るプロジェクトチームがあるが、今回議論はなく仕様書に反映されていない。仕様書はまちのストーリーを形にする入口であり、次期仕様の作成にあたっては、横断的協議を必ず行い、文化財と観光の両面から“面的なまちづくり”を反映させること。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

歴史文化の醸成の推進のためさまざまな団体との連携やライトアップの他、メディアを使った広報にも努めていることを質疑で確認した。これからも流山本町全体の歴史文化の醸成の推進と発信に努められたい。

3 反対の立場で討論する。

我が党は、指定管理者制度そのものに反対している。特に、株式会社の指定管理には反対する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

## 市民経済委員会委員長報告書

令和7年12月17日

市民経済委員会に付託されました議案2件、陳情1件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第27号「高額療養費制度の負担上限額引き上げの白紙撤回を求める意見書の国への提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、国に対して「高額療養費制度の負担上限額引き上げの白紙撤回を求める意見書」の提出を求めるものです。

初めに当局より、

高額療養費については、高齢化や高額薬剤の普及等により、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきた背景から、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点において、国が見直しの検討を進めています。

国は、社会保障審議会医療保険部会の下に、患者団体や保険者、労使団体を代表する委員等から構成される「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」を令和7年5月26日に設置し、患者団体や保険者から丁寧にヒアリングを実施した上で、それらを踏まえて具体的な高額療養費制度の在り方について議論がなされています。

医療保険部会においても、専門委員会の議論を踏まえた上で、高額療養費制度を含めた全世代型社会保障の構築の推進について議論がなされているところです。

国会においても、高市首相が「患者の経済的な負担が過度にならないよう配慮しながら、一方で増大する高額療養費を負担能力に応じてどのように分かち合うか、検討を丁寧に進める」と答弁をしているところです。

また、令和7年11月14日には、全国市長会、国保保険者代表などが参加した国保制度改善強化全国大会において、「高額療養費制度については、セーフティネットとしての役割や保険制度の持続可能性等を勘案して見直しを行うとともに、その実施に当たっては、現場で混乱が生じ

ないよう、国の責任において丁寧かつ十分な対応を講じること」等の陳情書が決議されており、国に対し要望を行っております。

本市としては引き続き動向を注視してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

#### 1 不採択の立場で討論する。

当初の政府案では10年前からの平均給与の伸び率が約9.5%から約12%であることを踏まえ、平均的な所得層の引き上げ幅を10%に設定した案であった。ベースとなる平均給与が諸物価の高騰等を加味した実質賃金にて算出していないことは客観的に明らかであり、その時点で制度上の欠陥があり、国民の実情を考慮しない非現実的な案と言わざるを得ない。

しかしながら、当初案の欠陥を政府自らが認め、低所得者、長期療養者等の生活、生命に対して配慮することが少なからず明言されている。また、負担率の階層を所得に応じて更に細分化し、より公平な制度設計に向かう可能性もあることから、セーフティネット維持のためにも、国での更なる議論、審議が必要と考えるため、白紙撤回が妥当であるとまでの判断に至らない。

#### 2 不採択の立場で討論する。

高額療養費制度は患者や御家族を支える「命綱」であり、上限額の引き上げが生活や治療の継続に影響するという訴えは、重く受け止めている。

しかし一方で、高齢化による医療費の増加、現役世代の減少による保険料を支える者の減少、医療の高度化による1人当たりの医療費の増加という三重苦が進んでおり、医療制度そのものの維持が難しくなっている現実は切実と考える。

さらに、保険料には「応能負担の原則」があり、負担できる力に応じて一定の金額を負担する仕組みとなっている。この仕組みが十分に理解されないままであると、制度全体の議論が分かりづらくなる面もあると考える。

高額療養費の見直しは、患者の負担に十分配慮する必要がある。また、命で金額は図れないと考える。

しかし、制度を長く続けるためには、国が避けて通れない議論であり、

流山市が白紙撤回するよう求めても、医療制度全体の課題解決には繋がりにくく、むしろ国には制度を見直す議論を進めてほしいと考える。

### 3 採択の立場で討論する。

文言の白紙撤回は賛同できない。しかも、現在国で議論しているところである。

しかし、陳情の趣旨は、高額療養費の負担上限額を引き上げないことと理解できる。その考えには賛同できる。

がありました。

採決の結果、1対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第106号「令和7年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」及び議案第107号「令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の以上2件は関連があることから、一括して審査しました。

議案第106号は、人事院勧告等に基づく人件費を追加するもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ570万円を増額し、145億7,442万8千円とするものです。

議案第107号は、人事院勧告等に基づく人件費を追加するもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ500万円を増額し、33億9,424万4千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第106号及び議案第107号の以上2件は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

## 都市建設委員会委員長報告書

令和7年12月17日

都市建設委員会に付託されました議案3件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第109号「市道路線の認定について」及び議案第110号「市道路線の廃止について」の以上2件は関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第109号「市道路線の認定について」については、民間宅地開発によるもの8路線、既存道路の整理によるもの1路線の計9路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

また、第110号「市道路線の廃止について」については、再認定によるもの1路線を廃止するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第109号及び議案第110号の両案は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第108号「令和7年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）」について報告します。

本案は下水道事業収益において、令和6年度の流域下水道維持管理負担金の額が確定したことから、清算に伴う還付金を計上するもので、特別利益の既決予定額に9,175万3千円を増額し、総額を42億3,559万4千円とするものです。また、資本的収支において、「主要地方道越谷流山線バイパスの道路整備に併せた和田堀都市下水路改修事業の用地補償に関する協定書」に基づいた令和7年度費用負担額が確定したことから、資本的支出に土地購入費1,177万円を計上し、同額を一般会計からの繰入金として資本的収入に計上するものです。これにより、資本的支出の総額は33億7,708万5千円、資本的収入の総額は25億1,581万4千円となるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

発議第 23 号

ガザ地区における人道危機を一刻も早く回避する最大限の取組を  
行うことを求める決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規  
定により提出します。

令和7年12月17日提出

提出者

議会運営委員長 藤井 俊行

ガザ地区における人道危機を一刻も早く回避する最大限の取組を行うことを求める決議

流山市では平和都市宣言を行い、今年で38年目を迎え、平和大使派遣など平和施策に力を入れてきた。また市議会でも、令和7年第2回定例会において未曾有の人道危機打開を強く願い「ガザ地区の恒久的停戦と、パレスチナの和平を求める決議」を採択してきた。

しかしながら停戦合意が10月に発効したもののパレスチナのガザ地区では、死者数が本年11月30日現在で7万103人に達し、停戦発効後も356人が死亡し900人以上が負傷しているとパレスチナの保健省から発表されている。物資搬入制限により食料事情は飢餓レベルにあり、5歳未満のこどもの9千300人近くが急性栄養不良に陥っているほか、医療崩壊し治療のため域外への移送を待っていた約千人が検問所の閉鎖の影響で死亡しているなど深刻な人道危機が今なお継続していることを強く憂慮している。

こうした中、パレスチナを国家承認する動きがG7参加国や欧州諸国等において加速し、国連総会でも宣言が採択された。また日本の国会においても、本年9月、超党派の議員連盟が要望書を提出している。

こうした国内外の状況を踏まえ、人道危機を一刻も早く回避する最大限の取組を行うことを政府等に強く求める。

以上、決議する。

2025年12月17日

千葉県流山市議会

発議第 24 号

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援  
を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月17日提出

提出者

流山市議会議員 戸辺 滋

賛成者

流山市議会議員 桑畑 伴子

// 岡 明彦

// 野村 誠

## 重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を 求める意見書

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定のもと、地方自治体の取組を後押ししている。直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところである。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する“実行プログラム”としての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与している。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともにさらなる充実が求められている。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠である。

よって、政府におかれては、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう強く求める。

### 記

- 1 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
- 2 補正予算を早期に成立させ、重点支援地方交付金を含む地方財源を迅速かつ確実に配分すること。
- 3 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨・要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	高市	早苗	様
総務大臣	林	芳正	様
財務大臣	片山	さつき	様

千葉県流山市議会

発議第 25 号

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月17日提出

提出者

流山市議会議員 桑畑 伴子

賛成者

流山市議会議員 岡 明彦

// 戸辺 滋

// 野村 誠

## 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

今回の地域手当の改定に伴い、保育所等の公定価格については、令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとされた。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保に更に大きな支障が生じる恐れがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっている。保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にある。

よって、国においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、以下の事項について取り組むことを強く求める。

## 記

- 1 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直しの水準に戻すために必要な財政措置を講じること。
- 2 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	高市	早苗	様
総務大臣	林	芳正	様
財務大臣	片山	さつき	様
厚生労働大臣	上野	賢一郎	様

千葉県流山市議会

発議第 26 号

巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書について  
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月17日提出

提出者

流山市議会議員 野村 誠

賛成者

流山市議会議員 桑畑 伴子

// 岡 明彦

// 戸辺 滋

## 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される東海南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、政府におかれては、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

## 記

- 1 東海南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
  - 2 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
  - 3 新設される防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
  - 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

衆議院議長	額賀 福志郎	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
総務大臣	林 芳正	様
内閣府特命担当大臣 (防災)	あかま 二郎	様

千葉県流山市議会

発議第 27 号

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月17日提出

提出者

流山市議会議員 岡 明彦

賛成者

流山市議会議員 桑畑 伴子

// 戸辺 滋

// 野村 誠

## 太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及している。特に固定価格買取制度（FIT）の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきた。

しかしながら、制度開始から13年が経過する中で、設置当初の太陽光パネルが寿命を迎え、大量のリユース・リサイクル・廃棄の問題が顕在化しつつある。不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務である。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠である。

国においては、太陽光発電設備の廃棄・リサイクルに関する制度整備や支援を強化し、地方自治体が適正な処理と資源循環を推進できる体制を構築することを強く求める。

## 記

- 1 太陽光パネルのリサイクル技術及びシステムの推進  
廃棄される太陽光パネルから有用な資源（シリコン、銀、ガラス等）を回収・再利用するため、国として研究開発支援およびリサイクル施設の整備促進を図ること。
  - 2 太陽光パネル廃棄物の適正処理体制の強化  
廃棄時における発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルートの確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を進めること。
  - 3 地方自治体への支援拡充  
地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、必要な財政的支援・人員配置・技術的助言など、国による包括的な支援体制を強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	高市	早苗	様
経済産業大臣	赤澤	亮正	様
環境大臣	石原	宏高	様

千葉県流山市議会

発議第 28 号

障害者福祉の充実を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月17日提出

提出者

流山市議会議員 おだぎり たかし

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 渡辺 仁二

// 高橋 あきら

// 植田 和子

## 障害者福祉の充実を求める意見書

2024年度の報酬改定では、障害福祉予算の増加等を理由に、生活介護、共同生活援助（グループホーム）、就労継続支援事業などに基本報酬への「時間刻み報酬」の導入や成果主義が強化された。

当面の「配慮」等によって大幅な減収を免れているものの、現場からは「一人ひとり異なる子どもの育ちについて職場で話しあう時間が取れない」、「就労支援B型事業所であっても、メンバーそれぞれ体調に波があり、週一回通所するのがやっと。そもそも家から出ることが大きな一歩であるメンバーも数多く在籍しており、現場の業務実態と乖離している」との声が聞かれている。また「若くして熱意ある職員も、このままでは家庭を持つなどのライフプランを設計できず、日々葛藤している」との実態も残されている。

そもそも日本の障害福祉予算の対GDP（国内総生産）比は1.2%で、OECD平均の2%を下回り、その水準は20年以上変わっていない。

そこで関係機関に対し、以下のことを要望する。

## 記

- 1 放課後等デイサービス、就労継続支援B型、共同生活援助等の基本報酬の改善を図ること。
- 2 就労継続支援A型について、最低賃金保障を可能とする仕事の確保策を強化すること。
- 3 福祉・介護職員等処遇改善加算の対象外となっている多くの職種や従事者にも対象を広げ、処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年12月17日

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	高市	早苗	様
財務大臣	片山	さつき	様
厚生労働大臣	上野	賢一郎	様
内閣府特命担当大臣 （こども政策）	黄川田	仁志	様

千葉県流山市議会

## 議員派遣の件

令和7年12月17日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1 視察団体名及び研修名

- (1) 派遣目的 令和7年度千葉県市議会議長会第4ブロック  
議員合同研修会への参加
- (2) 派遣場所 我孫子市湖北地区公民館
- (3) 派遣期間 令和8年1月20日
- (4) 派遣議員 議員28名

# 陳情の取り扱いについて ヒアリングシート【集約版】

別紙6

会派	1 陳情の取り扱いの見直しについて	理由	2 見直しの方向性について	理由	3 審査しない陳情の条件について
流政会	見直すべき	流山市は陳情審査件数が著しく多く、議会・執行部双方の負担が大きい。請願は憲法・地方自治法に根拠があるが、陳情は制度的な重みが弱い。審査する／しないの線引きは公平性・透明性の担保が難しく、基準が複雑化する。不採択が象徴的な構図となり、市民と議会の対立を生みやすい。陳情は審査せずとも、一般質問へ取り上げたり請願として出し直してもらい、という代替手段も確保されている。	すべて参考配付とする	陳情乱発の抑制 請願制度の実効性を高める 陳情書が政治的に対立を生む構図の回避 他市（柏・松戸等）でも参考配布が一般的である	（審査を行う場合の条件案） ・提出者の他に 4名以上の賛同者を必要とする ・個人単独は不可、3名以上の記名を要件とする ・陳述時間を 5分→3分に短縮 ・内容が不明確な陳情は次回定例会へ回す
公明党	見直すべき	・陳情の取り扱いについては、2024年4月1日施行の改正地方自治法をきっかけに、多くの地方議会でもオンライン化や運用方法の見直しが進められている。	審査しない陳情の条件を見直す	・陳情権の乱用防止、公正・効率的な議会運営にするため改めて条件の見直しをすべきと考える。	・採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの ・国や県等への意見書提出を求める陳情は、主旨に賛同する議員が2名以上集まれば意見書案（発議案）を議会に提出することができるため、議員への参考配布とする
日本共産党	見直しは必要ない				
流山みらい	見直すべき	他市の対応方法をもう少し研究する。東葛だけでなく先進市の情報をもう少し精査したい。	審査しない陳情の条件を見直す	議会運営委員会で審査すべきだが、定義を考える必要がある。	（審査するもの） 請願もしくは議会運営委員会委員の過半数が認めたもの。
自由民主党	見直すべき		すべて参考配付とする		

今後のタブレット端末の活用について ヒアリングシート【集約版】

別紙7

会派	1 次期（令和9年5月以降）の議員全員への端末配付について	理由
流政会	配付すべき	紙資料の配布・印刷作業が大幅に削減され、議会事務局の業務負担を軽減できる。議案・資料が即時共有されるため、議事日程の変更、提出資料の差替えなどにも迅速に対応可能。過去資料・議事録・条例データ等を即座に検索でき、議論の質とスピードが向上する。年間の紙使用量・印刷費を削減し、財政負担の軽減と環境負荷の低減の両立が可能。タブレット更新に伴うコストは、紙資料削減による効果と比較すれば妥当な投資となる。タブレットを全員に配布することで、すべての議員が同一環境で資料にアクセスできる。議員によっては紙と鉛筆に匹敵する筆記用具である。配布しないのであれば、BYOD (Bring Your Own Device) を導入する。
公明党	配付すべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更なるペーパーレス化を推進するためにも、タブレット端末を活用する。</li> <li>・ペーパーレス化が単なるコスト削減だけでなく、職員の業務効率の向上、情報検索の迅速化、環境負荷の低減につなげていく。</li> <li>・継続していくことで推進を図るため</li> </ul>
日本共産党	配付しなくてよい	利用の実態として、十分活用する技術もなく、技術習得するまでに時間がかかり、議員活動に支障がでる恐れが強い。議会日程だけならPCでも可能。民生委員児童委員が活動に必須として要望していることもあり、必要度の優先度の高い団体への貸与こそ優先して良いと思われる。
流山みらい	配付しなくてよい	個人のパソコンで代用する。配布のタブレットは重い。個人のノートパソコンのほうが軽くて汎用性が高い。使い慣れている。議会費がかからない。
自由民主党	現時点で判断するのは時期尚早である	<p>事務局としての事情も判るが、現時点で判断するのは時期尚早である。</p> <p>タブレット配布は、全議員が合意して定めた議会ICT基本計画・実施計画にあるペーパーレスを推進する手段として実施したものである。しかしながら、現時点でのその進捗率はほぼ50%程度に留まっている。その原因は、2年半ほど前の導入時タブレット操作に不安のある議員への配慮から希望により、引き続き従来通り紙による配布を継続することとしたため、半数の議員がタブレット操作を習得しないまま今日に至っている。</p> <p>従って令和9年度以降の端末配布の要否を議論する前に、令和7年度中のペーパーレスの完全実施に取り組むべきである。</p> <p>また、習得のための期間も十分にとり、タブレット操作不慣れな議員に対しても十分な配慮を行ってきた。よって、以下を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和8年3月末を持って以下の書類を除き、紙による議員への議会関連文書の配布を中止し、moreNOTEによる配信のみとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①会議の日程・次第（全員に配布）</li> <li>②予算説明書（希望議員のみ）</li> <li>③予算審査資料（希望する会派・予算審査特別委員会委員のみ）</li> <li>④決算書（希望議員のみ）</li> <li>⑤決算審査資料（希望する会派・決算審査特別委員会委員のみ）</li> </ol> </li> </ul>

## 議会運営委員会行政視察（案）

- 1 期 日 令和8年1月29日（木）から  
令和8年1月30日（金）
- 2 視 察 地 ・ 愛知県知立市 1日目  
・ 静岡県袋井市 2日目
- 3 視察人数 9人（議長1名・委員6名・議会事務局2名）
- 4 視察事項 （1）愛知県知立市  
議会BCPなど議会としての災害対応について  
（2）静岡県袋井市  
政治倫理条例について
- 5 視察経費 1・1・1・3・2・8（予算計上済み）で対応

令和8年流山市議会第1回定例会会期日程表（案）

別紙9

令和7年 月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
2月		本会議午後1時開議	2日	月	休 会（教育福祉常任委員会）
		1 会議録署名議員の指名	3日	火	休 会（市民経済常任委員会）
		2 会期の決定	4日	水	休 会（都市建設常任委員会）
19日	木	3 議案第 号から議案第 号 報告第 号から報告第 号 （議案上程・提案理由説明及び報告）	5日	木	休 会（総務常任委員会）
		4 休会の件	6日	金	休 会（議案研究）
			7日	土	
			8日	日	
20日	金	休 会（議案研究）	9日	月	休 会（予算審査特別委員会）
21日	土		10日	火	休 会（予算審査特別委員会）
22日	日		11日	水	休 会（予算審査特別委員会）
23日	月		12日	木	休 会（議案研究）
24日	火	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問	13日	金	休 会（予算審査特別委員会）
			14日	土	休 会（総合調整）
25日	水	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問	15日	日	
			16日	月	
26日	木	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問	17日	火	
			18日	水	休 会（※予算審査特別委員会）
		本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問	19日	木	休 会（総合調整）
		2 議案第 号 （質疑・特別委員会設置・委員会付託・委員の選任）	20日	金	
27日	金	3 議案第 号から議案第 号 （質疑・委員会付託）	21日	土	
		4 請願・陳情の件 （委員会付託）	22日	日	
		5 休会の件	23日	月	
28日	土	休 会（議案研究）	24日	火	本会議午後1時開議
3月	日				1 議案 （委員長報告・質疑・討論・採決）
1日		2 議案・請願・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決）			
		3 発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決）			
					4 所管事務の継続調査について

（注）※は議会内による指摘要望事項協議日

2月 6日（金）	請願・陳情締切【～午後5時】
2月 9日（月）	全議員に対する議案説明会、全員協議会【午後1時30分～】
2月12日（木）	令和8年第1回定例会招集告示
2月13日（金）	一般質問通告受付【午前8時30分～午後5時15分】
2月16日（月）	一般質問通告受付【午前8時30分～正午】
2月17日（火）	議会運営委員会【午前10時～】
2月27日（金）	議会運営委員会【午前9時～】
3月16日（月）	予算審査特別委員会指摘要望事項提出期限【～午前8時30分】
3月18日（水）	予算審査特別委員会（指摘要望議会全体の合意事項決定）【午後1時30分～】
3月24日（火）	議会運営委員会【午前10時～】